

小鹿なでしこ苑（介護老人福祉施設） 重要事項説明書（抜粋）

R5.4.1～

1 当苑の概要

(1) 名称

- ・名称：特別養護老人ホーム 小鹿なでしこ苑
- ・所在地：静岡市駿河区小鹿 402 番地の 1 TEL 054-260-4165
- ・介護保険指定事業所番号：2274205679
- ・開苑 平成 24 年 4 月 1 日
運営法人
- ・名称：社会福祉法人^{静岡県}済生会支部 静岡県済生会
- ・所在地：静岡市駿河区小鹿一丁目 1 番 1 号 TEL 054-280-5026
- ・支部長：石山 純三

(2) 職員体制(介護老人福祉施設+短期入所生活介護)

- ①施設長 1 名（管理者） 施設の業務を統括し、職員の指揮監督を行う。
- ②事務員 2 名（常勤換算） 施設の庶務及び会計事務を行う。
- ③生活相談員 2 名 入居者及び身元引受人兼連帯保証人（以下「入居者等」という。）または家族からの相談に応じ、必要な助言、その他援助を行うとともに、関係機関との連絡調整等。また入退所に関する業務を行う。
- ④介護職員 36 名以上（常勤換算） 入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務を行う。
- ⑤機能訓練指導員 1 名 入居者の日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- ⑥看護職員 3 名以上（常勤換算） 入居者の看護、医師の補助、健康管理及び保健衛生業務を行う。
- ⑦介護支援専門員 1 名以上（常勤換算） 施設サービス計画の作成進行管理及び評価を行う。
- ⑧管理栄養士 1 名 栄養量計算及び食事記録等食事業務全般並びに入居者の栄養指導を行う。
（※献立作成、調理業務は外部委託）
- ⑨医師 1 名（嘱託） 入居者の診療及び保健衛生の管理指導業務を行う。

(3) 設備

- ・定員 109 名（**介護老人福祉施設:96 名** + 短期入所生活介護：13 名）
- ・居室（9 ユニット：1 ユニットあたり 4 名部屋を各 3 室、個室 1 室）、浴室（特殊浴室・一般浴室）、機能訓練室、医務室、静養室、食堂他

(4) 第三者評価の実施の有無・・・無

2 運営の方針・基本理念

- ◎基本理念 「あなたがあなたらしく 私が私らしく」
- ◎運営方針 入居者一人ひとりの暮らし方を尊重し、家での生活が継続できるように支援します。また、施設機能を生かし地域に貢献します。

3 サービス内容

- (1) 食事 状態に応じた調理方法とします。
- (2) 入浴 原則として、1 週間に 2 回程度、状態に応じた方法で入浴していただきます。
ただし、健康状態等により 部分浴又は清拭となる場合があります。
- (3) 介護 ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。
（着脱介助・排泄介助・オムツ交換・体位変換・シーツ交換・その他）
- (4) 健康管理 健康状態に注意し、必要に応じて適切な措置をとります。
- (5) レクリエーション等 季節感ある行事等を行い、日々の生活が潤うよう努めます。
- (6) 機能訓練 心身の状況等に応じて、日常生活に必要な機能の減退を防止と改善に努めます。
- (7) 看取り介護 医師の診断とご家族等のご希望と同意のもと、看取り介護を実施しています。
※指針については別紙「特別養護老人ホーム小鹿なでしこ苑における看取りに関する指針」をご参照下さい。
- (8) 身体拘束廃止と虐待防止 委員会の設置、研修を実施する等の必要な対策を講じます。

- (9) 事故防止と事故発生時の対応 委員会の設置、研修等の取組を行います。また、事故発生時はご家族等へ報告するとともに必要な措置を講じます。
- (10) 感染症の予防と発生時対応 感染症が発生し、まん延しないように委員会を設置し必要な対策を講じます。また発生時は医療機関、保健所等と連携し適切に対応します。
- (11) 非常災害対策 業務継続計画に基づき自然災害、感染症のまん延等に備えるとともに、発生時には運営法人、行政等と連携を取りながら適切に対応します。

4 料金

(1) 基本料金 (介護保険適用時のご利用料：多床室、6級地・単価 10.27 円)

介護区分	単位数	総費用	ご利用料金		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1 (多床室)	573 単位/日	5,884 円/日	588 円/日	1,176 円/日	1,765 円/日
要介護2 (多床室)	641 単位/日	6,583 円/日	658 円/日	1,316 円/日	1,974 円/日
要介護3 (多床室)	712 単位/日	7,312 円/日	731 円/日	1,462 円/日	2,193 円/日
要介護4 (多床室)	780 単位/日	8,010 円/日	801 円/日	1,602 円/日	2,403 円/日
要介護5 (多床室)	847 単位/日	8,698 円/日	869 円/日	1,739 円/日	2,609 円/日
加算区分	単位数	総費用	ご利用料金		
介護職員処遇改善加算 (I)		基本料金の 8.3%			
介護職員等特定処遇改善加算 (I)		基本料金の 2.7%			
介護職員等ベースアップ等支援加算		基本料金の 1.6%			
看護体制加算 (I) ロ	4 単位/日	41 円/日	4 円/日	8 円/日	12 円/日
看護体制加算 (II) ロ	8 単位/日	82 円/日	8 円/日	16 円/日	24 円/日
夜勤職員配置加算 (III) ロ	16 単位/日	164 円/日	16 円/日	32 円/日	49 円/日
日常生活継続支援加算	36 単位/日	369 円/日	36 円/日	73 円/日	110 円/日
個別機能訓練加算 (I)	12 単位/日	123 円/日	12 円/日	24 円/日	36 円/日
個別機能訓練加算 (II)	20 単位/月	205 円/月	20 円/月	41 円/月	61 円/月
ADL 維持加算 (I)	30 単位/月	308 円/月	30 円/月	61 円/月	92 円/月
ADL 維持加算 (II)	60 単位/月	616 円/月	61 円/月	123 円/月	184 円/月
若年性認知症入所者受入加算	120 単位/日	1,232 円/日	123 円/日	246 円/日	369 円/日
外泊時費用	246 単位/日	2,526 円/日	252 円/日	505 円/日	757 円/日
初期加算	30 単位/日	308 円/日	30 円/日	61 円/日	92 円/日
再入所時栄養連携加算	200 単位/回	2,054 円/回	205 円/回	410 円/回	616 円/回
経口維持加算 (I)	400 単位/月	4,108 円/月	410 円/月	821 円/月	1,232 円/月
経口維持加算 (II)	100 単位/月	1,028 円/月	102 円/月	205 円/月	308 円/月
口腔衛生管理加算 (I)	90 単位/月	924 円/月	92 円/月	184 円/月	277 円/月
口腔衛生管理加算 (II)	110 単位/月	1,127 円/月	112 円/月	225 円/月	338 円/月
療養食加算	6 単位/回	61 円/回	6 円/回	12 円/回	18 円/回
看取り介護加算 I (31~45 日前)	72 単位/日	739 円/日	73 円/日	147 円/日	221 円/日
看取り介護加算 I (4~30 日前)	144 単位/日	1,479 円/日	147 円/日	295 円/日	443 円/日
看取り介護加算 I (前日・前々日)	680 単位/日	6,983 円/日	698 円/日	1,396 円/日	2,094 円/日
看取り介護加算 I (死亡日)	1,280 単位/日	13,145 円/日	1,314 円/日	2,629 円/日	3,943 円/日
自立支援促進加算	300 単位/月	3,081 円/月	308 円/月	616 円/月	924 円/月
科学的介護推進体制加算 (I)	40 単位/月	410 円/月	41 円/月	82 円/月	123 円/月
科学的介護推進体制加算 (II)	50 単位/月	513 円/月	51 円/月	102 円/月	153 円/月
安全対策体制加算 (入所日のみ)	20 単位/回	205 円/回	20 円/回	41 円/回	61 円/回
精神科を担当する医師に係る加算	5 単位/回	51 円/回	5 円/回	10 円/回	15 円/回
認知症専門ケア加算 (I)	3 単位/回	30 円/回	3 円/回	6 円/回	9 円/回
栄養マネジメント強化加算	11 単位/回	112 円/回	11 円/回	22 円/回	33 円/回

- ・入居者が負担する利用料金の目安は上記の通りですが、要介護度の変更、また介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額、月日に合わせて入居者のご利用料金を変更します。
 - ・加算項目については、当苑及び入居者が加算条件を満たす項目のみ加算させていただきます。
- ※ご利用の負担割合は『介護保険負担割合証』に記載されている割合となります。

(2) その他の費用 (介護保険給付外)

- ①食費 : 1,550 円 (1 日)
- ②居住費 : 1,650 円 (多床室・1 日)

- ・食事が不要になった場合は、前日までにお申し出下さい。前日までにお申し出があった場合には「食事に関する料金」はいただきません。当日のお申し出に関しては所定の料金をいただきます。(但し、緊急時入院の場合はその限りではありません)

- ・食費、居住費についての負担限度額認定を受けている場合には、認定証記載の負担額となります。
- ・入院の居住費については、5－(8)「入院された場合の対応」をご覧ください。

③おやつ : 100円 (1日)

入居者等のご希望により、当苑指定のおやつを提供します。

④教養娯楽費 : 実費

入居者等のご希望により、レクリエーション・クラブ活動に参加できます。レクリエーション等の材料費をいただきます。

⑤日用品費 : 130円 (1日)

入居者等のご希望により、個別に使用する日用品セット(リンスインシャンプー、ボディークリーム、歯ブラシ、歯磨き粉、口腔ティッシュ、入浴用フェイスタオル、入浴用バスタオル、ティッシュ、おしぼり、義歯洗浄剤、不織布マスク等)を施設でご用意します。

⑥居室の電気料 : 30円 (1日)

居室において使用する個人専用テレビ等の持ち込み電化製品にかかる電気料をいただきます。

⑦事務管理費 : 2000円 (月)

管理費及び事務手数料(通信連絡費等を含む)として事務管理費をいただきます。

⑧予防接種費 : 実費

入居者等のご希望により、インフルエンザ・肺炎球菌ワクチン等の予防接種を行います。

※以下は共有金からのお支払いとなります。

⑨特別な食事 : 実費

入居者等のご希望により、月1回お好み昼食を実施します。その他、ご希望により栄養状態に応じた栄養補助食品を提供します。(別料金)

⑩特別な物品等 : 実費

離床時に使用する車椅子用クッションや、臥床時に使用するポジショニング用クッション等、入居者が特別に希望される物品またはサービスにかかる諸費用をいただきます。

※通常のおむつ代は介護保険給付対象ですので、ご負担はありません。

⑪理美容サービス : 実費

入居者等のご希望により、随時、苑内にて訪問による理美容サービス(調髪、顔剃)をご利用いただけます。

⑫衛生材料費 : 実費

ウロバッグ、経鼻経管および胃瘻造設者に使用する物品(栄養注入用チューブ、シリンジ等)、痰の吸引に使用する物品(吸引用カテーテル、ビニール手袋、アルコール綿、ビニールエプロン、紙コップ等)、褥瘡処置に使用する物品(被覆材、ガーゼ、テープ等)、弾性包帯(エラスコット)、眼帯、三角巾等個人が継続して使用する必要のある衛生材料においては、その実費分をいただきます。

5 利用上の注意事項

(1) 身元引受人兼連帯保証人について

- ・契約締結にあたり下記の内容で身元引受人兼連帯保証人を原則として1名の方をお願い致します。入居者の利用料及び入院時等の医療費の連帯保証をお願い致します。

- ① 入居契約が終了した後、当施設に残された入居者の所持品(残置物)を入居者自身が引き取れない場合、入居者に代わりお引き取り願います。

(2) 緊急連絡先について

- ・入居者の急変時等の緊急連絡先として2名以上の届け出をお願いします。うち1名は上記(1)の身元引受人兼連帯保証人の方と同一で結構です。連絡先等に変更があった場合は速やかにお知らせください。

(3) サービスご利用にあたり、住所変更が必要な場合は、ご家族に行っていただきます。

その際は、健康保険証、介護保険被保険者証等についても住所変更をお願いします。

(4) 当苑でお預かりするもの(該当するもの)

- ①健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、介護保険負担限度額認定証(認定を受けた方)、社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証(認定を受けた方)

②印鑑（認印）

③共有金（10,000円） ※入居者の医療費、薬代や上記料金（2）その他の費用⑨～⑪、小額の買物等に充当するためにお預かりします。初回の口座引落としの際に「その他」の項目で頂きます。

(5) 当苑の居室にてお預かりするもの

※別紙参照

(6) 利用料金のお支払い方法について

・原則的として、金融機関の入居者等の口座より、毎月口座振替させていただきます。毎月20日までに、前月にご利用いただいたサービス利用料金の請求をし、27日（27日が土日祝日の場合には翌営業日）に、口座振替をさせていただきます。

(7) 医療・健康管理について

・協力医療機関：静岡済生会総合病院（静岡市駿河区小鹿一丁目1番1号）
・サービスのご利用にあたり、当苑嘱託医師（静岡済生会総合病院医師）宛へ主治医の診療情報提供書、現在服薬中の薬等2週間分、入院中の方は看護サマリーを用意していただきます。
・嘱託医により専門医へ受診する必要ありと判断された時は、入居者等と相談の上、静岡済生会総合病院へ必要に応じて通院することになります。通院時の付添は基本ご家族等に協力をお願いします。
・入院治療を必要とする場合は、静岡済生会総合病院に入院していただくこととなります。入院手続き及び入院時の衣類の洗濯や日用品の補充はご家族または身元引受人に行っていただきます。

(8) 入居者が入院された場合の対応

・入居者がご利用中に医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、次の通りです。

① 1週間以内の短期入院の場合は、介護保険上の負担をいただきます。

② 1週間を超える期間入院される場合は、8日目から居住費のみをいただきます。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合は、入居者等との契約を解除する場合があります。この場合、入居者の心身の状況等を勘案し、必要な援助を行います。

(9) その他の留意事項

・当苑のご利用にあたって、入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

① ご面会時間は、午前中が10時00分より11時30分まで、午後が13時30分より15時30分までとさせていただきます。看取り介護状態にある方におかれましてはこの類ではございませんが、電話にてご相談させて下さい。また、食品等のお見舞品の持ち込みは、事前の了解を得て下さい。保健衛生上支障をきたす恐れがありますので生ものは固くお断りいたします。

（ ※ 面会の方法については、市中の状況等に応じ適宜対応を変える必要があるため、都度ご案内させていただきます。 ）

② 外出は原則としてご家族の付き添いが必要です。その際、事務室に外出届を提出していただきます。外泊については、健康上の理由から医師の判断を得る必要上、少なくとも予定の3日前までにお申し出下さい。また、期間については、原則として6日間以内でお願いいたします。

③ 当苑には敬老会等の諸行事があります。ご家族のご参加、ご協力をお願いいたします。

④ お中元・お歳暮等職員への贈り物は一切お断りさせていただきます。

6 サービスの終了について

(1) 契約書第12条第1項及び第2項に該当するに至った場合には、相互に30日以上予告期間をおいて、サービスは終了となります。

(2) 契約書第12条第3項に該当する場合には、このサービスは自動的に終了となります。

(3) 入所時にお預かりした入居者の所持金等は、「小鹿なでしこ苑利用者所持金等保管・管理規程」により入居者等に解約日までのサービス料の精算が完了次第お返しいたします。

(4) 入居者の遺体、遺留品については、原則として契約終了日に身元引受人兼連帯保証人にお引取りいただきます。

(5) 居室は、原則として契約の終了日に明け渡していただきます。